

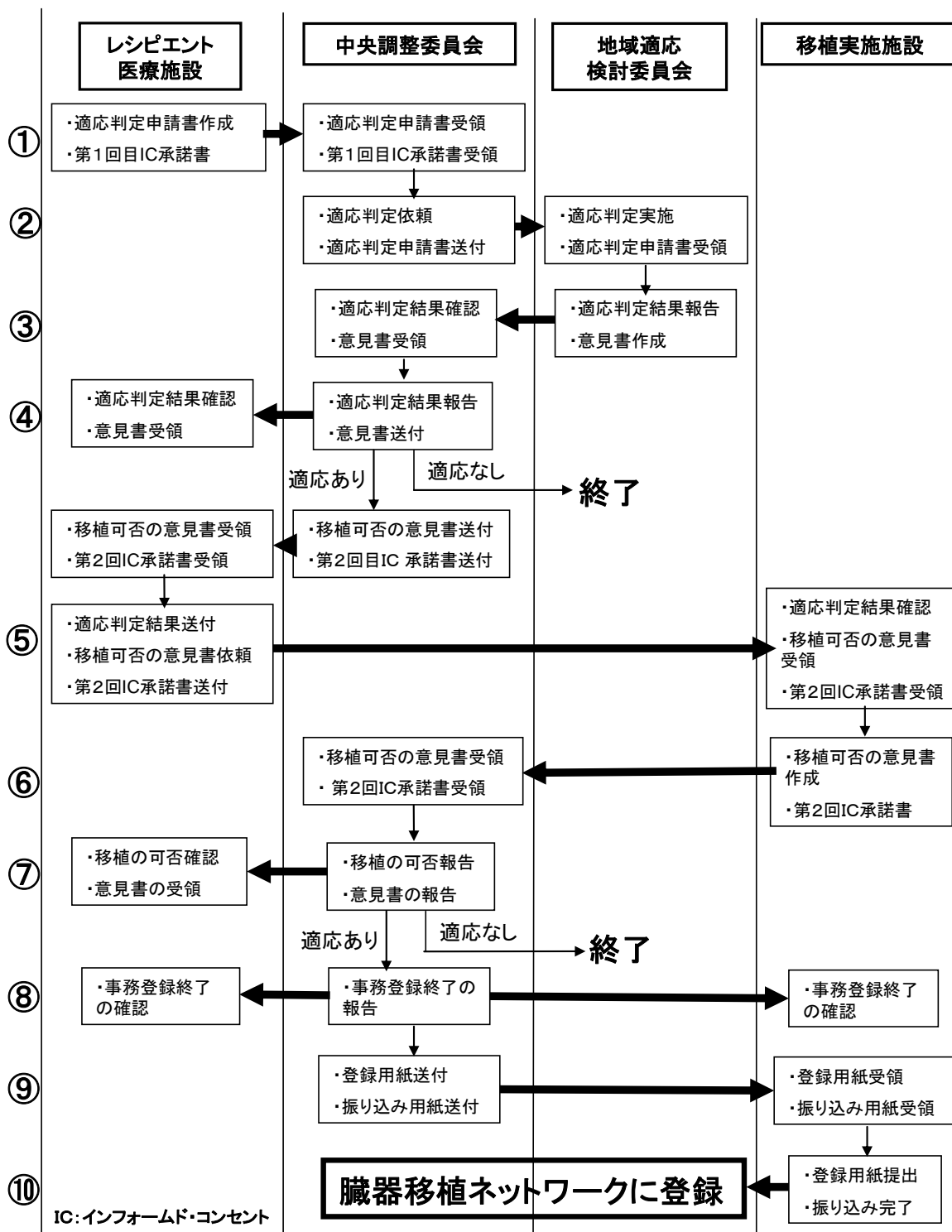
VII. 膵臓移植レシピエントの登録までの流れについて

目 次

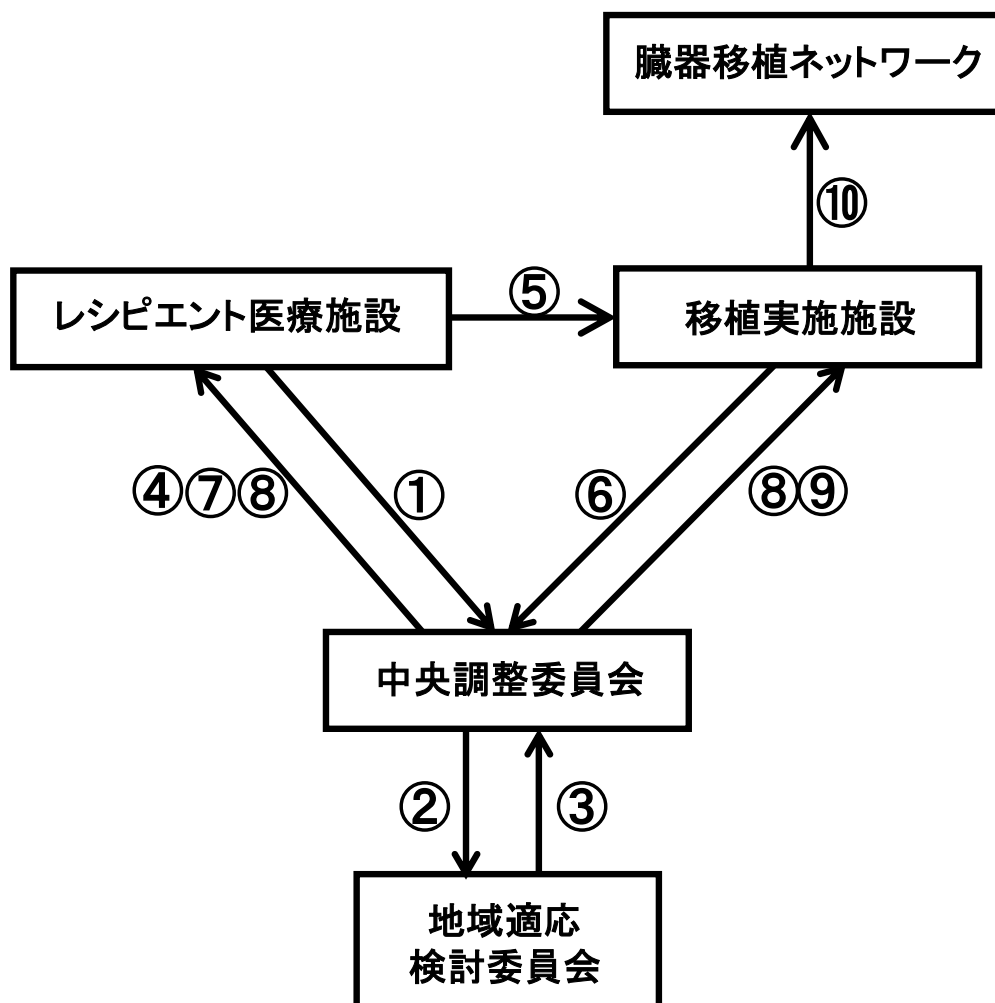
1. レシピエント登録の流れ 図1、2	・・・p.31
2. レシピエント登録手順および必要となる申請書類の細則	・・・p.33
3. 登録までの各種書類の附則	・・・p.34
4. 膵臓移植レシピエントの適応評価を申請される先生方へ	・・・p.36
5. 膵臓移植適応判定申請書作成上の注意	・・・p.38
6. インフォームドコンセントと承諾書の書式	・・・p.39
7. 心臓・肺・膵臓 血清保存手順	・・・p.41
(1) 新規登録・輸血	
(2) 更新	
8. 膵臓移植希望者の保存血清の送付先について	・・・p.44

1. レシピエント登録の流れ

【図1】



【図 2】



2. レシピエント登録手順および必要となる申請書類の細則

- ① レシピエント候補患者が受診している医療施設（以下、レシピエント医療施設）で移植適応が考慮された場合、主治医は中央調整委員会に連絡し、必要書類を取り寄せる。（附則 A：中央調整委員会住所、附則 B：中央調整委員会から発送される書類）主治医は、これらの資料をもとに患者および家族に第 1 回目のインフォームドコンセントを行い、承諾が得られた後、臓器移植適応判定申請書を作成する。完成した臓器移植適応判定申請書は、承諾書と共に中央調整委員会に提出する。（附則 C：第 1 回インフォームドコンセント承諾書と申請書）
- ② 中央調整委員会はこの申請書を、移植施設の所在地、あるいはレシピエント候補患者の居住地を担当する地域適応検討委員会に送付して適応判定を依頼する。（附則 D：申請に対する取り扱い）
- ③ 地域適応検討委員会は、レシピエント適応決定のためのマニュアルを参考に、紹介患者の適応の有無を判定し、中央調整委員会に意見書とともに判定結果を報告する。
- ④ 中央調整委員会は主治医に意見書とともに判定結果を報告する。
- ⑤ 地域適応検討委員会により、移植適応ありと判定された場合、主治医は移植実施施設へ判定結果を添えて患者を紹介し、当該施設における移植可否について検討を依頼する。（附則 E:移植実施施設宛の書類）
- ⑥ 移植実施施設は、移植手術の可能性を判定する。移植可能と判断された場合、移植実施施設の担当医は、レシピエントの主治医とともに、患者とその家族に対して、臓器移植につき十分に説明を実施する（第 2 回目のインフォームドコンセント）。ならびに、移植実施施設は、中央調整委員会に意見書とともに判定結果を報告する。（尚、上記において移植可能と判断され、第 2 回目のインフォームドコンセントが得られた場合は、その承諾書を添える。）
- ⑦ 中央調整委員会は主治医に意見書とともに判定結果を報告する。
- ⑧ 上記の審査で、移植手術の内科・外科双方の適応を満たすと判定された場合は、速やかに中央調整委員会での事務登録（書類点検）を行なう。中央調整委員会での事務登録が終了次第、中央調整委員会は、レシピエントの主治医および移植実施施設の担当医に報告する。（附則 F：事務登録、事務登録完了の報告）
- ⑨ また、移植実施施設の担当医に対し、日本臓器移植ネットワーク登録用紙と振込用紙を送付する。
- ⑩ 移植実施施設の担当医は、レシピエントの情報を日本臓器移植ネットワークに登録する。（附則 G：心停止ドナー登録）

なお、日本臓器移植ネットワーク登録後のレシピエント情報の更新、登録からの抹消は、レシピエントが主治医および移植実施施設担当医と相談の上、日本臓器移植ネットワークに連絡して行う。

3. 登録までの各種書類の附則

- A. 膵臓移植適応判定申請書の請求先ならびに提出先は、中央調整委員会が窓口となる。
＜膵臓移植中央調整委員会事務局：〒112-0002 文京区小石川 2-22-2 和順ビル 2 階
(一社) 日本糖尿病学会内 FAX 番号 (03-5689-8085) ＞
- B. 主治医の請求に応じて中央調整委員会事務局から発送する書類は、
- 実務者委員会編「膵臓移植手術を受ける人のために」
 - レシピエント登録手順および必要となる申請書類の細則
 - 膵臓移植レシピエントの適応評価を申請される先生方へ
 - 膵臓移植適応判定申請書作成上の注意
 - 膵臓・腎臓移植適応判定に関わる承諾書（資料 I-1）および、膵臓移植適応判定に関わる承諾書（資料 I-2）
 - 膵臓移植適応判定申請書
- C. 主治医は、中央調整委員会宛に上記 e) 、 f) を提出
- 承諾書については、正本 1 部、地域適応検討委員会用コピー 4 部
 - 膵臓移植適応判定申請書については、正本 1 部、地域適応検討委員会用コピー 4 部
- D. 事務局は、
- 主治医に、受領日付の入った受領証の発行（地域適応検討委員会は、受領から原則 3 ヶ月以内に開催）
 - 書類に、地域別の識別通し番号を割り付ける。
 - 地域適応検討委員会へは、主治医が作成した膵臓移植適応判定申請書、承諾書とレシピエント適応決定のためのマニュアル、膵臓移植適応判定報告書、判定意見書を必要部数コピーして、委員長宛てに送付する。
 - 送付の時期は、受領後速やかに処理することを原則とするが、2～3 ヶ月分取りまとめて送付する可能性もある。
- E. 主治医は、移植実施施設へ下記 a)～e)を添えて患者を紹介し、移植手術の可否について検討を依頼する。
- 膵臓移植適応判定申請書のコピー 1 部
 - 膵臓・腎臓移植適応判定に関する承諾書、または膵臓移植適応判定に関する承諾書のコピー 1 部
 - 膵臓移植適応判定報告書、判定意見書のコピー
 - 膵臓移植実施施設意見書
 - 膵臓・腎臓移植手術承諾書、または膵臓移植手術承諾書
- F. 事務局は主治医に移植実施施設での判定結果を報告するが、
- 移植不可・判定保留の場合は、報告をもって事務作業は終了。
 - 移植可能の場合は、速やかに中央調整委員会での事務登録（書類点検）を行なう。

中央調整委員会事務局保存となる書類は、

- ① 膵臓移植適応判定申請書・正本
- ② 膵臓・腎臓移植適応判定に関わる承諾書、または膵臓移植適応判定に関わる承諾書
正本
- ③ 地域適応検討委員会による膵臓移植適応判定報告書、判定意見書
- ④ 移植実施施設による膵臓移植実施施設意見書
- ⑤ 膵臓・腎臓移植手術承諾書、または膵臓移植手術承諾書
- ⑥ その他

G. ネットワークへの登録書類を作成する際、心停止下からの移植も希望する場合はその旨を必ず明記すること。

4. 膵臓移植レシピエントの適応評価を申請される先生方へ

膵臓移植地域適応検討委員会

膵臓移植地域適応検討委員会（以下、地域適応検討委員会）は、膵臓移植を希望される患者さんが、レシピエント候補として適応基準を満たすか否かを内科的に評価する機関で、膵臓移植中央調整委員会（以下、中央調整委員会）の下部組織です。

評価は、日本糖尿病学会ならびに日本腎臓学会より選出された委員（4名）が、全国7ブロック毎に担当します。

評価を適正かつ効率的に行なうために、以下の点にご留意下さい。

- (1) 中央調整委員会で申請書を受け付けてから、原則として3ヶ月以内に、地域適応検討委員会が開催されます。
- (2) レシピエントとしての適応基準を満たすかどうか明らかに分かるように、ご記入下さい。特に評価が保留になるケースが多いのは、以下の2点です。
 - ①内因性インスリン分泌能の枯渇を裏付けるデータの欠如、血糖値の不安定性に関する病歴（入退院）とデータの欠如。
 - ②糖尿病性合併症が手術に耐えられるレベルか否か、また合併症が手術により悪化しない安定した状態か否か

※①、②については次ページにそれぞれの注意点を述べますので、それに沿って申請書に記載して下さい。

- (3) 地域適応検討委員会は基本的に書類審査ですが、委員会が必要と認めたり、主治医が書類で十分に述べにくい点があるとお考えの場合には、主治医に参加していただき、意見を述べていただくことがあります。
各地域適応検討委員会または膵臓移植中央調整委員会の事務局（電話：03-3815-4364）まで御相談下さい。
- (4) 膵臓移植レシピエントとして日本臓器移植ネットワークへ登録された後は、レシピエント医療施設において、一般検査に加え糖尿病の進行度、腎症等の合併症の検査を定期的に行い、レシピエントの病態とその是正を行ってください。また、移植直前は、移植実施施設において、それまでの検査結果を参考に必要な検査を行い、移植に向けての準備を行うことになります。

【注意点】

①内因性インスリン分泌能の枯渇の証明

これは、レシピエント適応基準を満たすか否かを定める上で絶対不可欠な点です。日常臨床上では、インスリン投与症例において内因性インスリン分泌能が完全に枯渇しているか否かを知ることが必須ではないので、検査が行なわれていないことが多く、注意が必要です。過去の治療記録から、空腹時血清Cペプチド 0.3 ng/ml 以下、かつ、グルカゴン負荷後血清Cペプチド 0.5 ng/ml 以下を目安にしてください（過去に一度でも上記の基準を満たす値があれば良い）。グルカゴン負荷を実施出来ない場合は、食後2時間血清Cペプチドでも構いません。

また、透析を導入している、もしくは、腎不全患者（eGFR < 30 ml/min/1.73 m²）で、透析導入前の血清Cペプチドデータがない場合、あるいは、過去の血清Cペプチドデータがない場合には、グルカゴン負荷試験（または食事負荷試験）を行うものとし、「負荷前後の血清Cペプチドの差（Δ血清Cペプチド）が 0.3 ng/ml 以下」を目安にしてください。

また、血清Cペプチドの測定においては、高感度 Assay 系を用いて下さい。

加えて、1型糖尿病の場合は、傍証として、発症の仕方（急性発症か）、ケトーシス傾向の有無、使用インスリンの種類と量の記載（中間型が不可欠か、使用量が比較的多いか）、血糖の不安定性（特に透析前の時期における）の有無などの記載が速やかな判定には不可欠です。

下線部改正（2014年12月15日）

②合併症の記載

禁忌とされる合併症が無いことが、わかるように記載して下さい。

禁忌となる可能性がある時は、疾患の安定性、手術による悪化の可能性、既に根治し既往となっているのか等を詳しく記載して、判定基準の禁忌に該当しないことが、申請書の記載のみで納得出来るようにして頂かないと判定保留になります。

特に大血管障害の評価において、地域適応検討委員会のレベルでは全例に心エコーなどを義務付けは致しませんが、例えば心電図にて異常が認められた症例では、心エコー、シンチなどを含む十分な検査のデータを添えて、申請してください。

◆例

「増殖性網膜症有り」

この記載だけでは、手術による悪化の可能性が否定できません。眼科専門医によるコメントが必要です。

「昨年胃癌の手術をした」

この記載だけでは、癌が根治し再発の危険性がないかが不明です。主治医の意見が不可欠です。

「負荷心電図検査陽性」

この記載だけでは、重症虚血性心疾患があるのか、主治医はそれを否定する根拠をお持ちなのか不明です。主治医の意見、または可能であれば循環器科専門医による意見を添付してください。

※ご参考までに、以下に臓器移植適応基準の内、「年齢」と「禁忌」の部分を抜粋して記載します。

これら禁忌となる病変がないことが申請書だけで了解できるように記載して下さい。

年齢： 年齢は原則として 60 才以下が望ましい。

合併症または併存症による制限：

- ① 糖尿病性網膜症で進行が予測される場合は、眼科的対策を優先する。
- ② 活動性の感染症、活動性の肝機能障害、活動性の消化性潰瘍。
- ③ 悪性腫瘍

原則として、悪性腫瘍の治療終了後 5 年経過し、この間に再発の徴候がなく、根治していると判断される場合は禁忌としない。

しかし、その予後については腫瘍の種類・病理組織型・病期によって異なるため、治療終了後 5 年未満の場合には、腫瘍担当の主治医の意見を受けて、移植の適応が考慮される。

③その他

一般検査項目は、出来る限り最新のデータを提出してください。

5. 膵臓移植適応判定申請書作成上の注意

(1) 膵臓移植の適応基準により、レシピエント候補に該当すると思われる患者を診療する医療機関の主治医は、第 1 回目のインフォームドコンセントによる承諾書が得られた後、この申請書を作成し中央調整委員会に提出してください。

(2) 主治医には、

- ①臨床診断
- ②現病歴、既往歴、家族歴
- ③現処方
- ④禁忌事項の情報
- ⑤1 型糖尿病であるかの評価
- ⑥膵内分泌機能（とくに内因性インスリン分泌の欠如を証明する資料）
- ⑦合併症
- ⑧一般検査項目

上記の順に適応判定申請書を作成していただきます。また、最適と思われる移植術式の選択も必ず丸で囲んでください。

(3) 作成した申請書および承諾書は、適応検討作業の開始および移植実施施設への紹介に際して必要ですので、必ず複数のコピーを作成して、お手元に保管して下さい。

(4) 申請書および承諾書の提出先は、全て中央調整委員会宛てです。

提出書類：

承諾書 5 部（正本：中央保存、コピー4 部：地域適応検討委員会用）

申請書 5 部（正本：中央保存、コピー4 部：地域適応検討委員会用）

提出先：〒112-0002 東京都文京区小石川 2-22-2 和順ビル 2 階
（社）日本糖尿病学会内 膵臓移植中央調整委員会事務局
電話番号 03-3815-4364
FAX 番号 03-5689-8085

（注）お問い合わせは FAX でお願い致します。

6. インフォームドコンセントと承諾書の書式

（移植関係学会合同委員会 膵臓移植中央調整委員会 実務者委員会：平成 11 年 1 月 18 日）

膵臓移植への適応の可能性のある患者本人およびその代表親族に対して、「膵臓移植のガイドライン」（移植関連学会合同委員会 膵臓移植特別委員会編）に従って、膵臓移植についての十分な説明（この際心停止下からの膵臓の提供についても説明）を行い、自由意志による承諾（承 1-(1)、または承 1-(2)の作成：患者本人が 18 歳未満の場合、代表親族による代筆でも可とする）を得た上で、照会施設および患者本人による署名の下に膵臓移植中央調整委員会に膵臓移植の適応につき審査を依頼する。膵臓移植地域適応検討委員会より適応ありと判断された場合、移植施設に検査入院をし、糖尿病性合併症の程度ならびに実際に移植可能かどうかを検討する。その結果、移植可能と判断されれば、再度、移植に関する十分な説明（この際心停止下からの膵臓の提供についても説明）を行い、患者本人およびその親族の承諾（承 2-(1)、または承 2-(2)の作成：患者本人が 18 歳未満の場合、代表親族による代筆でも可とする）を得る。この承諾書作成の後、膵臓移植レシピエント候補として、膵臓移植中央調整委員会への登録後、日本臓器移植ネットワークに登録をする。

なお、膵臓移植実施のためのインフォームド・コンセントを得るためには、以下の点に留意して十分な説明を行う。

(1) 膵臓移植の適応評価を依頼するとき、「膵臓移植を受ける人のために」（移植関係学会合同委員会 膵臓移植中央調整委員会 実務者委員会編）を例として、下記に記載した項目につき説明し同意の確認を行い、レシピエントとして登録する。

- ① 膵臓移植の概念およびその適応
- ② 膵臓移植の具体的な手順と成績
- ③ 膵臓移植に必要な短期的・長期的療養
- ④ 膵臓移植に必要な諸検査とその合併症
- ⑤ 膵臓移植後に予想される効果と利益
- ⑥ 膵臓移植後に予想される合併症および免疫抑制剤等による副作用
- ⑦ 該当疾患に対する他の治療法の有無およびその内容

- ⑧ 膵臓移植に同意しない場合でも不利益を受けないこと
- ⑨ 膵臓移植に同意した場合でも、後にこれをいつでも撤回できること
- ⑩ プライバシーの保持
- ⑪ 費用

(2) 臓器提供者が出現した段階でレシピエント移植候補者に以下の事項を説明して同意が得られた場合にのみ（承 3-(1)、または承 3-(2)の作成：患者本人が 18 歳未満の場合、代表親族による代筆でも可とする）移植を実施する。

- ① ドナーの条件が適応基準を満たせば、臓器提供の承諾を得た後、脳死下で膵臓および腎臓を摘出する。
- ② 予想される移植の成功率と合併症
- ③ 移植前の検査とその他の術前処置

(3) レシピエントに関して必要な書類（巻末付録 1-①を参照）

① 膵腎同時移植手術に関する承諾書

承 1-(1)：膵臓・腎臓移植適応判定に関する承諾書

主治医により患者の病態と膵腎同時移植の説明を行い、移植を受ける意志が確認され、地域適応検討委員会での評価を受ける時点で作成されたもの。

承 2-(1)：膵臓・腎臓移植手術承諾書

地域適応検討委員会での評価を経た後、移植実施施設における評価でも移植可能と判断され、中央調整委員会ならびに日本臓器移植ネットワークにレシピエント候補として登録する時点で作成されたもの。

承 3-(1)：膵臓・腎臓移植手術承諾書（再確認）

適正な臓器提供者（ドナー）が現れた時点で最終的に手術を承諾したときに記載するもの。

② 腎移植後膵臓単独移植手術に関する承諾書（巻末付録 1-②を参照）

承 1-(2)：膵臓移植適応判定に関する承諾書

主治医により患者の病態と膵臓単独移植の説明を行い、移植を受ける意志が確認され、地域適応検討委員会での評価を受ける時点で作成されたもの。

承 2-(2)：膵臓移植手術承諾書

地域適応検討委員会での評価を経た後、移植実施施設における評価でも移植可能と判断され、中央調整委員会ならびに日本臓器移植ネットワークにレシピエント候補として登録する時点で作成されたもの。

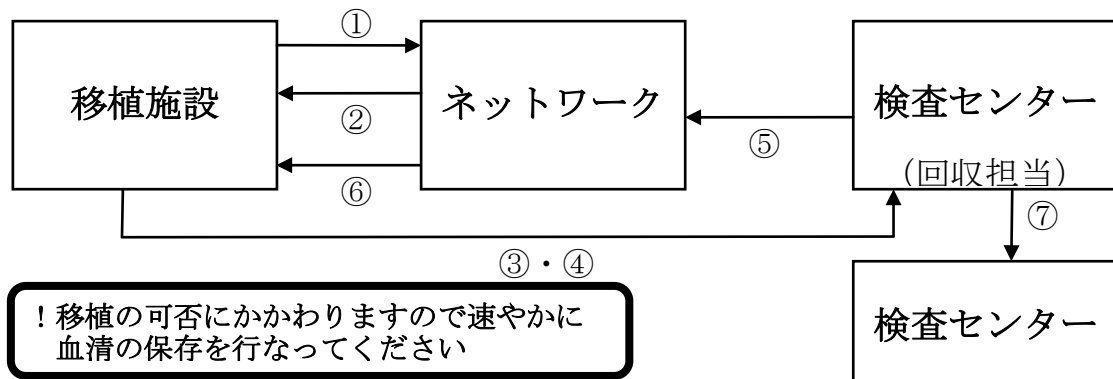
承 3-(2)：膵臓移植手術承諾書（再確認）

適正な臓器提供者（ドナー）が現れた時点で最終的に手術を承諾したときに記載するもの。

7. 心臓・肺・膵臓 血清保存手順

(1) 新規登録・輸血

※輸血の場合も、下記の手順に準じて血清保存を行う。



① 新規登録の申請（もしくは輸血後の採血の連絡）

移植施設からネットワークへ、登録申請用紙を郵送または FAX にて送付し新規登録の申請を行う。既登録者が輸血等を行い採血が必要になった場合（標準的に4週間後）は、その旨の連絡を入れる。

② 登録完了の通知および血清保存の依頼

登録完了後、ネットワークから移植施設へ、登録者情報（個人票）・血清保存依頼書を FAX 送信する。その際に、ネットワークにて血清番号を付与する。

【血清番号】年度ごとに変更

例：心 東女 11 001 → 心東女 11001

臓器名 回収施設名 年(西暦下2桁) 個別番号

※腓は福・東女・中・西

※血清保存依頼書は添付の（例）を参照のこと。

③ 検査センター（回収担当）へ採血・検体送付の連絡

移植施設にて、ネットワークから受け取った血清保存依頼書に採血日・検体発送日・発送元施設名・発送方法を記載し、検査センター（回収担当）に FAX 送信する。※採血日から送付日が年をまたぐ場合は、より新しい血清番号使う事。

検査センターによって受け取り不可能な日時があるので、発送前にあらかじめ確認する（別紙「血清保存 検査センター連絡先」も参照のこと）。

④ 検査センター（回収担当）に検体の送付

ネットワーク指定の 9ml 真空採血管 1 本に採血後、遠心分離を行う（注：1. 全血のまま凍結しない、2. 血漿ではなく血清分離を行う）。遠心分離が不可能（透析クリニックなど）の場合は、事前に検査センター（回収担当）に連絡を入れ、受け入れ可能か相談する。※土・日・祝日の受け入れ可能についても相談のこと。

分離した血清をクール宅配便で検査センター（回収担当）に送付する。送付時には採血管ラベルを必ず貼付し、血清のみ移し替えた場合は冷凍、真空採血管のまま送付する場合は冷蔵を指定する。ネットワークより配布する配送伝票を使用することで、配送料はネットワーク負担となる。

⑤ 検査センター（回収担当）からネットワークに検体到着の連絡

検査センター（回収担当）にて、血清保存依頼書に検体到着日・血清発送日を記載し、ネットワークに FAX 送信する。

⑥ ネットワークから移植施設に検体到着の連絡

検査センター（回収担当）から受け取った血清保存依頼書の内容を確認し、移植施設に FAX 送信する。併せて、血清保存リストに登録者データ・検体到着日・血清発送日を入力する。

⑦ 検査センター（回収担当）より検査センター（保存担当）に、検体を配分

ベックマンチューブに 200 μ l 分注後、クール宅配便（冷凍）にて送付する。

- 心臓・肺・肝腎 血清

ベックマン 6 本以上に分注し、女子医大と大阪府立へ半分ずつ送付。

- 脾臓 血清

ベックマン 10 本に分注し、4 ヶ所の保存担当センターに 2 本ずつ送付。ベックマン 2 本と残りの血清はそれぞれの回収担当センターで保存。

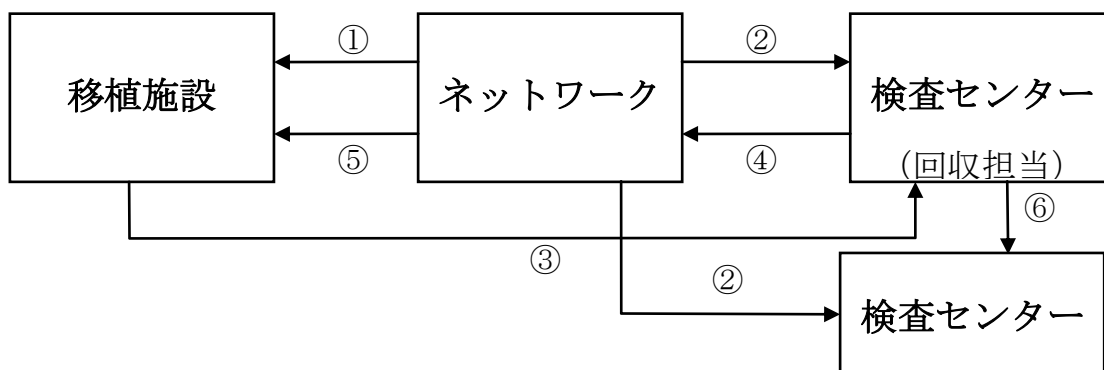
⑧ 血清は 2 年分を保存し、それ以前の分は破棄処分する

保存した血清は、2 年分を保管する。

(2) 更新

※実施時期は検査センター（回収担当）によって異なるので要確認。

（別紙「血清保存 検査センター連絡先」も参照のこと。）



① 更新対象者の通知および血清保存の依頼（12月）

ネットワークから移植施設へ、登録更新手続きの案内とともに、分離剤入り真空採血管・採血管ラベル・血清保存対象者リストを送付する。

② ネットワークから検査センター（回収担当）へ血清保存の依頼（12月）

バックマンチューブ・チューブラベル・血清保存リスト（Excel ファイル）を送付する。

③ 検査センター（回収担当）へ、あらかじめ連絡の上、検体の送付

血清保存依頼書は不要であるが、検体を必ず受け取れるよう、移植施設からあらかじめ検査センターへ検体送付の連絡を入れる。

新規登録④の場合と同様に、採血・遠心分離を行い、検査センター（回収担当）にクール宅配便で送付する。

※土・日・祝日の受け入れ可能についても相談のこと。

④ 検査センター（回収担当）からネットワークに検体到着の連絡

検査センター（回収担当）にて、血清保存リストに採血日・検体到着日・血清発送日を記載しプリントアウトの上、ネットワークに FAX 送信する。

⑤ ネットワークから移植施設に検体到着の連絡

検査センター（回収担当）から受け取った血清保存リストの内容を確認し、移植施設に FAX 送信する。

⑥ 検査センター（回収担当）より検査センター（保存担当）に、検体を配分

新規登録⑦の場合と同様に、バックマンチューブに分注後、クール宅配便（冷凍）にて送付する。

⑦ 血清は2年分を保存し、それ以前の分は破棄処分する

保存した血清は、2年分を保管する。

8. 膵臓移植希望者の保存血清の送付先について

膵臓移植希望者の保存血清につきましては、下記の検査センターにご送付ください。

臓器	移植施設名		送付先: 検査センター (回収担当)	検査センター (保存担当)
膵臓	北海道大学病院	膵福〇〇〇	福島県立医科大学 附属病院	東京女子医科 大学病院 名古屋第二 赤十字病院 兵庫県立 西宮病院 福岡赤十字病院
膵臓	東北大学病院			
膵臓	福島県立医科大学附属病院			
膵臓	獨協医科大学病院			
膵臓	国立病院機構 千葉東病院			
膵臓	新潟大学医歯学総合病院			
膵臓	東京女子医科大学病院	膵東女〇〇〇	東京女子医科大学病院	
膵臓	東京医科大学八王子医療センター	膵中〇〇〇	名古屋第二赤十字病院	
膵臓	名古屋第二赤十字病院			
膵臓	藤田保健衛生大学病院			
膵臓	京都府立医科大学附属病院	膵西〇〇〇	兵庫県立西宮病院	
膵臓	京都大学医学部附属病院			
膵臓	大阪大学医学部附属病院			
膵臓	神戸大学医学部附属病院			
膵臓	広島大学病院			
膵臓	香川大学医学部附属病院			
膵臓	九州大学病院			

※移植施設は各回収担当施設へ血清用の採血管を送付する。

回収担当施設で、分注を行った後、保存施設へ分配し、保存する。

以上

※問い合わせ先

<p>公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク 医 療 本 部 TEL:03-6441-2791. FAX:03-5574-7709</p>

文責：古川博之

- 【改訂】 p34 膵臓移植中央調整委員会事務局連絡先
p36 膵臓移植中央調整委員会事務局電話番号
p37 膵臓移植適応判定基準【注意点】
p38 膵臓移植適応判定申請書提出先
p44 膵臓移植実施施設、日本臓器移植ネットワーク連絡先

血清保存依頼書

新規

下記登録者の血清保存をよろしくお願いいたします。

移植希望臓器	<u>膵臓</u>	登録者ID	<u>000000</u>
(フリガナ)	<u>イシヨク タロウ</u>	生年月日	<u>1980年1月1日</u>
患者氏名	<u>移植 太郎</u>	性別	<u>男</u>
		血液型	<u>A</u>
移植希望施設	<u>〇〇〇〇病院</u>	TEL	<u>000-000-0000</u>
担当医師名	<u>〇〇 〇〇〇</u>	Fax	<u>000-000-0000</u>

連絡年月日	連絡者	連絡事項
2014/3/18	藤代 佳織	登録者の血清保存の手続きをお願いいたします。 血清番号： 膵〇〇140XX

↓

《移植施設でご記入・検査施設へFAXをお願いします。》

連絡年月日	移植施設	採血した検体を発送します。
		採血日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
		発送予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
		発送元施設名 _____
		発送方法 _____ ケール便・その他 (_____)
		伝票はNW配布の佐川急便「NW支払い」の伝票で送ります。
		発行者署名 _____
		※着払いで発送された場合受取らずに返却します。
		受付日は施設によって違います。確認の上発送して下さい。
	〇〇検査センター FAX: 03-3056-XXXX TEL: 03-3056-XXXX	

↓

《検査センターでご記入・NWへFAXをお願いします。》

連絡年月日	検査センター	検体が回収センターへ到着しました。
	〇〇医療センター	検体到着日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
		血清を分注後、保存センターへ発送します。
		発送予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
	日本臓器移植ネットワーク FAX 03-5574-7709 TEL 03-6441-2794	

↓

《NWで血清保存リストへ入力後移植施設に連絡します。》

連絡年月日	連絡者	登録者が血清保存リストに追加されました。
		※輸血・移植等で保存検体が使えなくなる事由があった場合には、すみやかにご連絡下さい。